

営繕工事における週休2日促進工事試行要領

(目的)

第1条 建設業の働き方改革を推進する観点から、営繕工事において週休2日の取り組みを行う工事を試行する。

(対象工事)

第2条 名古屋港管理組合の発注する営繕工事で、建設部長が選定する工事を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 工事着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(4) 工事完成日

工事目的物が完成した日をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(7) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

また、降雨、積雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

(発注方式)

第4条 次のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

(積算方法等)

第5条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1.01

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定型

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）について達成状況の確認後、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、名古屋港管理組合工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

② 受注者希望型

現場閉所（現場休息）について達成状況の確認後、その達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)①～③のいずれかに変更して工事費を積算し、名古屋港管理組合工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）は、変更の対象としない。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 対象工事は、特記仕様書への記載により行うものとする。

(現場閉所の確認方法等)

第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督職員は、4週8休を行う旨を記載した施工計画書及び現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し（軽微なものについては除く）が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため最終的な現場閉所（現場休息）率が確認できるものを監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成により事務負担が増大しないように留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示は行わないように配慮する。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を工事看板等に明示する。

(工事成績評価)

第8条 工事成績評価は次のとおりとする。

週休2日に努めて4週8休以上が達成された場合、名古屋港管理組合工事成績評価要綱より「5.創意工夫 I.創意工夫」において評価する。

(取組証の発行)

第9条 取組証の発行は次のとおりとする。

前条の規定により工事成績評価において評価した場合は、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日促進工事取組証（営繕）（様式1）を発行するものとする。

(元請下請の取引の適正化)

第10条 元請下請の取引の適正化については次のとおりとする。

週休2日促進工事の試行にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。

(モニタリングの実施)

第11条 モニタリングの実施は次のとおりとする。

週休2日促進工事を試行する場合、監督職員はモニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議する。

また、モニタリングの一環として、発注者がアンケート調査等を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

週休2日促進工事取組証（営繕）

名称

代表者名（契約の相手方）様

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	
現 場 閉 所（現 場 休 息） 率	%

名古屋港管理組合 ○○事務所長 印